

鹿屋市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

鹿屋市水道事業及び下水道事業会計規程（平成26年鹿屋市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第32条中「鹿屋市」を「全国の区域」に改める。

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。